

愛知県建築安全安心マネジメント計画(第4次)

(計画期間：令和7年度～11年度)

愛知県建築安全安心マネジメント協議会

目 次

§ 1 計画の位置づけ	0 1
1 計画策定の趣旨	
2 基本的性格	
3 計画期間	
4 計画の対象範囲	
§ 2 建築安全行政を取り巻く現状と課題	0 2
1 愛知県建築安全安心マネジメント計画の達成状況	
2 建築安全行政の現状と課題及び第4次計画の方向性	
§ 3 推進すべき施策	0 7
1 目標値の設定	
2 推進すべき施策の設定	
ア 建築確認検査の実効性の確保	
イ 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関、建築士事務所等への指導・監督の徹底	
ウ 違反建築物対策の推進	
エ 既存建築物対策の推進による安全性の確保	
オ 事故・災害への対応	
カ 業務執行体制の整備	
§ 4 計画のフォローアップ	1 3
§ 5 参考資料	1 4
参考資料 1 愛知県建築安全安心マネジメント協議会 部会別会員名簿	
参考資料 2 愛知県における建築物の安全安心に関する取組のあゆみ	

§ 1 計画の位置づけ

1 計画策定の趣旨

建築物の安全性の確保に対する県民の期待に応えるため、特定行政庁(限定特定行政庁を含む)、指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関、警察、消防等の関係機関及び建築関係団体を構成員とする愛知県建築安全安心マネジメント協議会は、平成23年に「愛知県建築安全安心マネジメント計画(以下、「第1次計画」という。)」を策定した。

以降、社会情勢等の変化に対応するため、概ね5年ごとに計画の改定を行い、各会員が一致協力して、建築確認検査制度の実効性の確保、違反建築物対策の徹底及び既存建築物対策の推進等の取り組みを行ってきた。

一方、建築行政の分野においては、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(令和4年法律第69号)や地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第58号、令和6年法律第53号)が成立するなど、制度の見直しがなされているところにある。また、新型コロナウイルス感染症を契機とした社会情勢の変化や、デジタル化の急速な進展などに伴う新たな課題に迅速かつ柔軟に対応することが求められている。

このような状況を踏まえ、計画の取組状況を把握・検証し、取組内容の充実を図るなど必要な見直しを行うとともに、社会情勢の変化や法改正に適確に対応することにより、愛知県内の建築物が安全安心かつ良好な状態で維持されることを目的に、愛知県建築安全安心マネジメント計画(第4次)(以下、「第4次計画」という。)を策定した。

2 基本的性格

本計画は、本県における建築物の安全安心に関する施策について、各会員が連携し、総合的かつ計画的に推進していくための指針とする。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

4 計画の対象範囲

本計画は、建築基準法及び建築士法に規定された建築物の安全安心に関する性能の確保及び向上に係る制度等を対象とする。

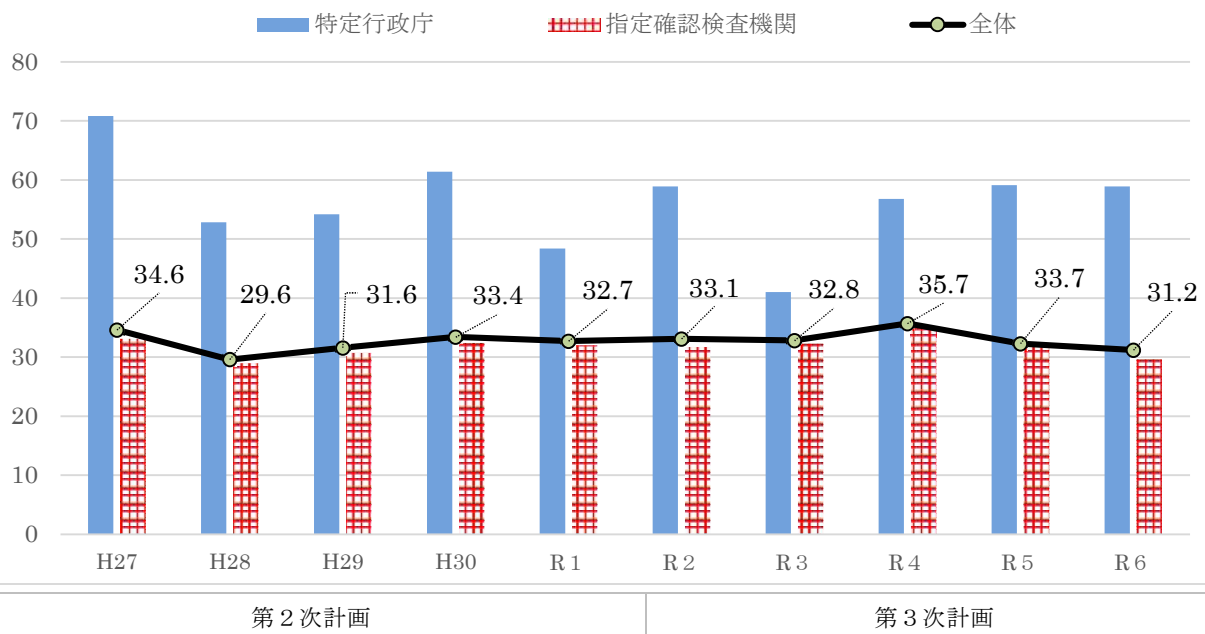
§ 2 建築安全行政を取り巻く現状と課題

1 愛知県建築安全安心マネジメント計画の達成状況

(1) 確認審査期間

国土交通省の「建築行政マネジメント計画策定指針の改訂について（技術的助言）平成27年2月20日付 国住指第4428号」において、建築確認審査の迅速化に向けた取り組みとして、構造計算適合性判定を要する物件に係る確認図書の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値について目標を定めることが示された。これを受けて、第2次計画及び第3次計画では、確認審査期間の目標値を35日以内と定めて取り組んできたところ、毎年度において目標を概ね達成することができた。

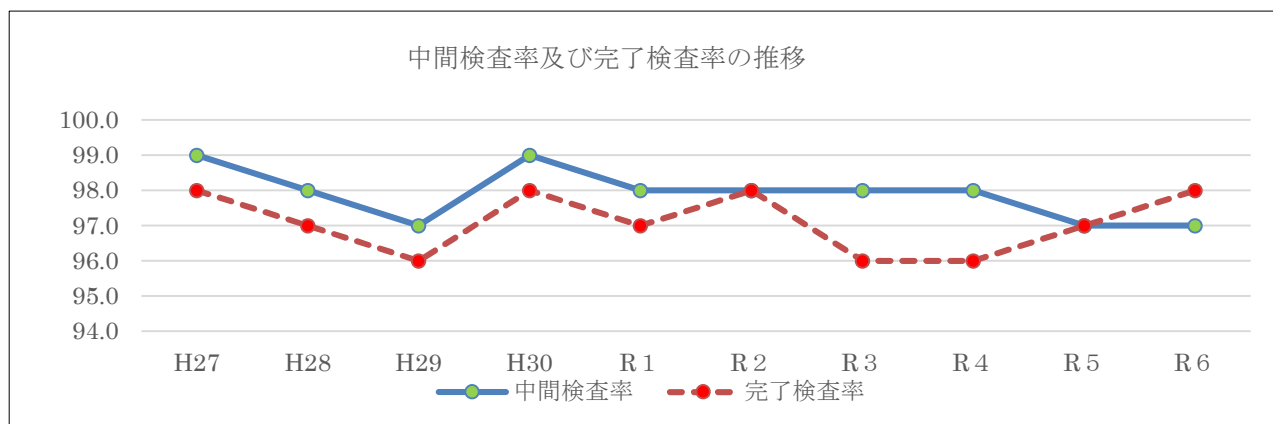
愛知県における確認申請の平均審査期間（日）



	目 標 値	特定行政庁	指定確認検査機関	全 体
平成 27 年度	35日以内	70.8 日	33.1 日	34.6 日
平成 28 年度		52.8 日	28.9 日	29.6 日
平成 29 年度		54.2 日	30.7 日	31.6 日
平成 30 年度		61.4 日	32.4 日	33.4 日
令和元年度		48.4 日	32.0 日	32.7 日
令和 2 年度		58.9 日	31.7 日	33.1 日
令和 3 年度		41.0 日	32.3 日	32.8 日
令和 4 年度		56.8 日	34.9 日	35.7 日
令和 5 年度		59.1 日	32.4 日	33.7 日
令和 6 年度		58.9 日	29.6 日	31.2 日

(2) 中間検査率・完了検査率

第3次計画では、工事完了時の適法性の確保を目的として、中間検査率・完了検査率の目標値を100%に定め、施策に取り組んできた。その結果、中間検査率は概ね98%で推移し、完了検査率は96%以上を維持している。



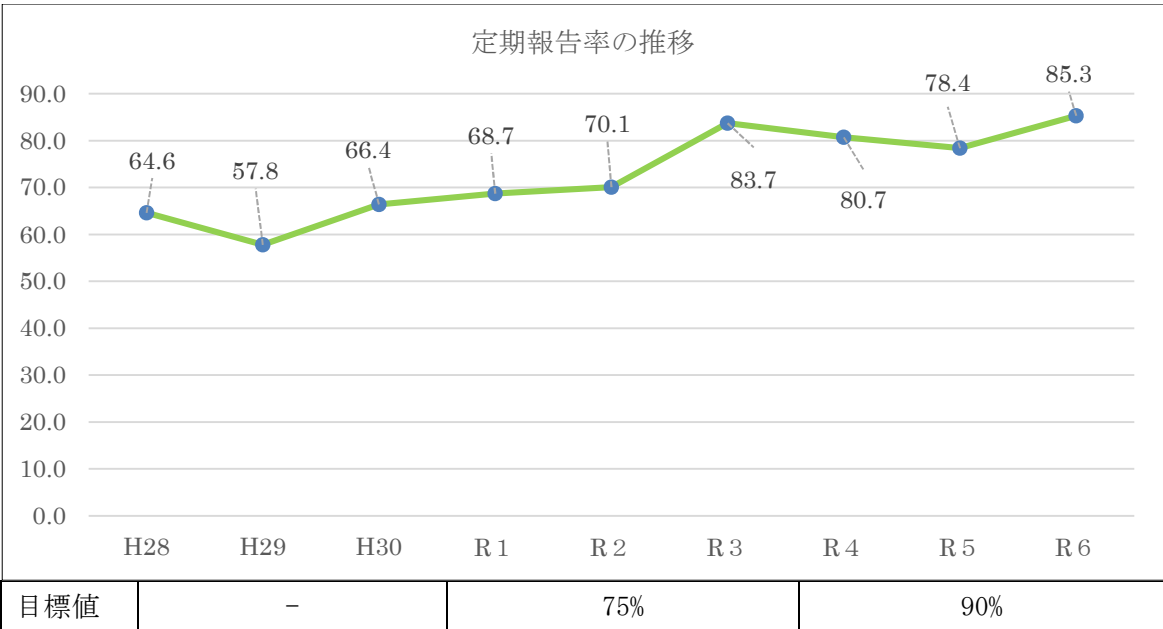
中間検査率・完了検査率：特定行政庁及び指定確認検査機関（県内に営業所を置く機関に限る。）が当該年度に確認済証を交付した物件のうち、翌年度末までに検査済証（中間検査は中間検査合格証）を交付した物件の割合をいう。

		目 標 値	特定行政庁	指定確認検査機関	全 体
平成 27 年度	中間検査率	100%	96%	99%	99%
	完了検査率		93%	98%	98%
平成 28 年度	中間検査率		100%	98%	98%
	完了検査率		94%	97%	97%
平成 29 年度	中間検査率		93%	97%	97%
	完了検査率		94%	96%	96%
平成 30 年度	中間検査率		100%	99%	99%
	完了検査率		93%	98%	98%
令和元年度	中間検査率		100%	98%	98%
	完了検査率		92%	97%	97%
令和2年度	中間検査率		100%	98%	98%
	完了検査率		93%	98%	98%
令和3年度	中間検査率		100%	98%	98%
	完了検査率		97%	96%	96%
令和4年度	中間検査率		100%	98%	98%
	完了検査率		97%	96%	96%
令和5年度	中間検査率		100%	97%	97%
	完了検査率		98%	97%	97%
令和6年度	中間検査率		100%	97%	97%
	完了検査率		88%	98%	98%

(3) 定期報告率

定期報告率の目標値は、平成28年度の制度改正時には設定せず、対象用途が一巡した令和元年度から75%に設定し、二巡目の令和4年度から90%とした。

二巡目（R1～R3）の平均値は、74.8%と概ね目標を達成することができたが、三巡目（R4～R6）の平均値は、81.9%と二巡目を上回るものの、目標値には及ばない結果となっている。



報告対象建築物の用途

【平成23年度から平成27年度】

奇数年度	劇場、映画館、演芸場、公会堂、集会場、観覧場、百貨店、マーケット、物品販売店舗、展示場、飲食店、事務所、複合用途
偶数年度	病院、旅館・ホテル、（※地下街、事務所、複合用途）

【平成28年度から令和6年度】

平成28年度 令和元年度 令和4年度	病院、診療所、旅館、ホテル、複合用途、（※共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅）、寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、就寝用途の児童福祉施設等）
平成29年度 令和2年度 令和5年度	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、百貨店、マーケット、展示場、遊技場、公衆浴場、飲食店、物品販売業を営む店舗等、（※事務所）
平成30年度 令和3年度 令和6年度	就寝用福祉施設、体育館、図書館等、ボーリング場、水泳場等のスポーツ練習場（学校に付属するものを除く）、事務所、（※百貨店、マーケット、展示場、遊技場、公衆浴場、飲食店、物品販売業を営む店舗等）

※は名古屋市

2 建築安全行政の現状と課題及び第4次計画の方向性

(1) 建築確認検査の実効性の確保

【現 状】

愛知県内では令和6年度に約3万件の建築確認申請があり、指定確認検査機関はその内の約98%の建築確認審査業務を担っている。更に特定行政庁のみが行ってきた工事中の仮使用承認制度は、平成27年6月から仮使用認定制度に改正され、指定確認検査機関内でも認定できるようになった。

また、近年、共同住宅に係る界壁等の法定仕様への不適合事案が発生しており、中間検査及び完了検査において、工事監理者により適正に工事監理が実施されていることを確かめることが求められている。

【課 題】

中間検査・完了検査については、95%以上の検査率を維持しているものの、有資格者等による適切な工事監理が行われていない例もみられるため、建築主等に対して、建築基準法の制度の周知啓発や検査の受検を促すことが必要である。

【計画の方向性】

第3次計画に引き続き、審査の迅速化を図るため、建築確認の審査期間の目標値を設定する。同様に、中間検査・完了検査の確実な受検に向けて、中間検査率・完了検査率の目標値を掲げ、全数検査を目指すことにより、違反建築物の発生防止に努める。

また、令和4年の建築基準法改正において、旧4号建築物等から新2号建築物となるものについて、すべての建築基準関係規定への適合検査が求められたこと、また、「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査及び中間検査の遠隔実施について」（令和6年4月16日付国住指第60号）の発出を踏まえ、検査の円滑化に資するよう、リモート検査の導入に向けた検討を行う。

(2) 建築士等への指導・監督の強化

【現 状】

建築物の設計・工事監理の業務においては、必ずしも書面による契約がなされていないことなどにより、業務を行う建築士事務所の責任が不明確となり、建築紛争の増大・長期化等につながっていることが指摘されている。また、設計等業務の委託者の保護を図る観点から、令和2年3月の建築士法改正により、建築士事務所の図書保存の制度の見直しがされた。

【課 題】

愛知県と(公社)愛知県建築士事務所協会（以下「事務所協会」という。）は、建築士事務所の適正な業務の履行を目的とした立入検査を行っているが、一部の建築士事務所において、建築士法で定められた帳簿、書類や図書の作成や保管に不備があるなどの例もみられ、適正な設計・工事監理を確保するための取り組みが必要である。

【計画の方向性】

建築士及び建築士事務所による適切な設計業務及び工事監理業務等が実施されるよう、第3次計画に引き続き、立入検査の実施などによる適確な指導・監督を徹底するとともに、把握した不適当な行為等の情報共有を図る。また、業務の適正化のため、建築士法の改正（平成27年6月施行）内容の周知啓発に努める。

(3) 違反建築物対策の推進

【現 状】

近年、防火関係規定等の違反のある建築物が引き続き確認されており、これらの建築物に火災等が発生したときの周囲に及ぼす影響が大きく、重大な被害が生じるおそれが危惧される。

さらに、広域にわたる多数の建築物における施工不備等による違法行為が発覚しており、迅速かつ的確に対応することが求められている。

【課 題】

建築物に事故が発生した際に、被害を拡大させないため、違反建築物に対する指導を行うとともに、違反防止に向けた計画的な取り組みが必要である。

【計画の方向性】

警察部局、消防部局、福祉部局、衛生部局及び労働基準監督署と連携した立入調査の実施、パトロール等による計画的な違反防止策の実施、違反を覚知した際の早期是正の指導などにより、違反建築物対策の推進に努める。

(4) 既存建築物対策の推進による安全性の確保

【現 状】

建築基準法の定期報告制度の改正（平成28年6月）に伴い、建物等の用途・規模や防火設備等の報告対象が拡大強化され、報告対象件数が大幅に増加した。

【課 題】

定期報告率向上のため、所有者等への改正内容の更なる周知啓発及び案内や督促等を行うための適切なデータ管理が必要とされる。また、建築後相当年経過し、現行法に適合していない既存不適格建築物に対して、防火設備の水準向上などの性能改善を図ることにより、火災などの甚大な被害を防ぐための適正管理が必要とされる。

【計画の方向性】

第4次計画では、引き続き、定期報告率の目標値を達成できるよう努めるとともに、業務の効率化や生産性の向上を通じ、適確な検査・調査の実施を図るため、オンライン化による定期報告に係る受付等のためのシステム整備の推進に取り組む。

また、既存建築ストックについては、「既存建築物の現況調査ガイドライン」の建築士への浸透を図ることにより、その有効活用を促進する。

さらに、令和4年度の建築基準法改正を踏まえ、設計者等への大規模の修繕又は模様替に係る建築確認手続の周知啓発を図ることにより、同制度の適確かつ円滑な遂行に努める。

(5) 事故時の対応

【現 状】

建築物、昇降機及び遊戯施設に係る人身事故が発生していることを鑑み、事故発生時には、消防部局等との連携体制を活用し、迅速かつ適確な事故対応が求められている。

【課 題】

建築物に事故が発生した場合には、関係機関との連携による迅速かつ適確な事故対応を行うことが必要である。

【計画の方向性】

消防部局等との連絡体制の整備により、事故後の迅速な対応に努めると共に、設計者及び工事施工者等に対する注意喚起などにより、事故の再発防止に努める。

§ 3 推進すべき施策

1 目標値の設定

本計画を達成するために、以下の指標の目標値を掲げる。

(1) 確認審査期間の目標値

第3次計画における建築確認申請の審査期間は、全体では、目標を概ね達成したことから、第4次計画においても引き続き目標値を35日以内とし、審査の迅速化に努めるものとする。

指 標	目標値
構造計算適合性判定を要する確認申請の平均審査期間 ※	35日以内

※「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件及び計画変更申請を除く。

(2) 中間検査率・完了検査率の目標値

第3次計画における中間検査率・完了検査率の目標値を100%と定めたところ、各年度96%以上の検査率を維持することができた。したがって、第4次計画の目標値は、引き続き100%とし「建築物の安全確保と違反建築物の発生を防止」を目的とした受検促進等により、建築物の検査率向上を目指す。

指 標	目標値
中間検査率・完了検査率 ※	100%

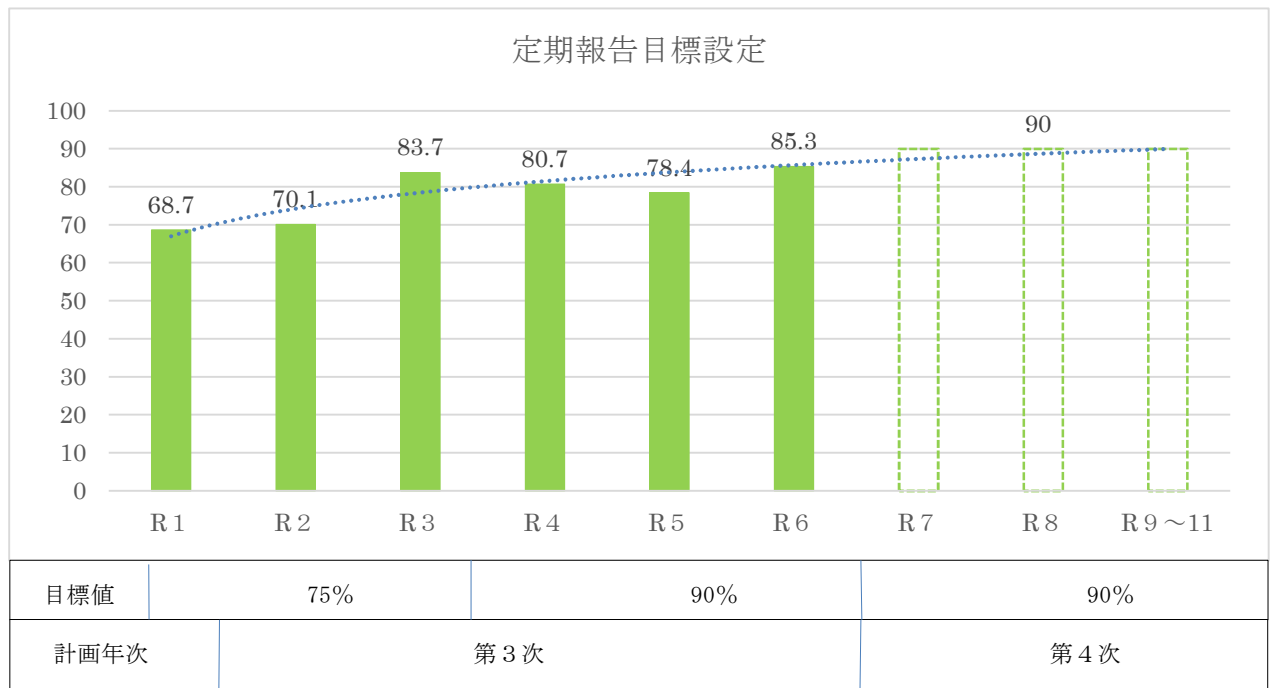
※ 中間検査率・完了検査率

特定行政庁及び指定確認検査機関（県内に営業所を置く機関に限る。）が当該年度に確認済証を交付した物件のうち、翌年度末までに検査済証（中間検査は中間検査合格証）を交付した物件の割合をいう。

(3) 定期報告率の目標値

第3次計画をもって、定期報告の対象用途は三巡目を満了した。現計画において報告率を90%に引き上げたが、目標値を超える年度はなかった。対象用途において報告率にばらつきが生じているため、課題を整理する等その要因を把握し、引き続き定期報告率の向上に努める。

指 標	目 標 値
定期報告率	75% (令和2・3年度)
	90% (令和4・5・6年度)
	90% (令和7～11年度)



2 推進すべき施策の設定

ア 建築確認検査の実効性の確保

(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

- 「特定行政庁」、「指定確認検査機関」及び「指定構造計算適合性判定機関」は、以下の事項を実施する。
 - ① 建築士データベース等を活用し、設計者の適格性の確認を行う。
 - ② 都市計画法等の関係法令の許認可権者と連携し、適確な確認検査を行う。
 - ③ 日本建築行政会議(JCBA)等を通じた運用の円滑化に努める。
- 「指定確認検査機関」及び「指定構造計算適合性判定機関」は、以下の事項を実施する。
 - ④ 審査過程の改善などの具体的な取組方針を定めた推進計画書(※)に従い、適確な審査に努める。
 - ⑤ 審査過程の改善などに加え、電子申請の導入に向けた取組を推進計画書に定め、適確な審査に努める。

※ 推進計画書

国土交通省の「建築行政マネジメント計画策定指針の改訂について（技術的助言）令和7年3月11日付国住指第415号」により、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関が作成することとされている円滑な建築確認手続等に係る計画書

(2) 中間検査・完了検査の徹底

- 「特定行政庁」及び「指定確認検査機関」は、以下の事項を実施する。
 - ① 事前の受検案内に努めると共に、工事完了等予定時期を過ぎても未受検の建築物について、建築主又は工事監理者に受検を促す。
- 「特定行政庁」は、以下の事項を実施する。
 - ② 特定行政庁は、未受検の建築物に係る報告を徴収又は現地確認を行い、建築主又は工事監理者に受検をするよう指導する。
- 「特定行政庁」、「指定確認検査機関」及び「建築関係団体」は、以下の事項を実施する。
 - ③ 中間検査・完了検査を実施する際には工事監理者の立ち会いを促す。
- 「特定行政庁」及び「指定確認検査機関」は、以下の事項を実施する。
 - ④ リモート検査の導入に向けた検討を行う。

(3) 工事監理業務の適正化とその徹底

- 「特定行政庁」及び「指定確認検査機関」は、以下の事項を実施する。
 - ① 確認申請書類への工事監理者名の記載を促す。
 - ② 中間検査・完了検査において、工事監理ガイドライン、基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン及び賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドラインに基づき、適正に工事監理がなされたかを確認する。
 - ③ 建築士データベース等を活用し、工事監理者の適格性の確認を行う。
- 「建築関係団体」は、以下の事項を実施する。
 - ④ 建築士又は建築士事務所が所属する団体は、工事監理報告書の提出義務について周知する。
 - ⑤ 建築士又は建築士事務所が所属する団体は、建築士等を対象に工事監理能力向上のための講習会を開催する。

(4) 仮使用認定制度の適確な運用

- 「特定行政庁」及び「指定確認検査機関」は、以下の事項を実施する。
 - ① 消防機関と連携することにより、工事中に使用する建築物の安全確保を図る。
 - ② 仮使用認定手続きマニュアルを参考とし、仮使用される建築物の安全確保を徹底する。

(5) 建築主等への建築手続き等の周知啓発

- 「特定行政庁」、「指定確認検査機関」及び「建築関係団体」は、以下の事項を実施する。
 - ① 建築確認検査等の手続き、都市計画法の開発許可制度及びこれらに関する図書や検査済証等の保存の重要性について、周知啓発に努める。
 - ② 工事監理業務の重要性について、周知啓発に努める。
 - ③ 建築基準法改正（令和4年6月）に伴う建築確認・検査の対象となる建築物（※）の見直

しの周知啓発に取り組む。

(※) 旧 4 号建築物等から新 2 号建築物となるもの

(6) 建築確認申請等の電子化の推進

- 「特定行政庁」及び「指定確認検査機関」は、以下の事項を実施する。
 - ① 消防機関及び建築関係団体と連携することにより、必要に応じ、建築確認の電子申請の受付体制の構築又は構築への検討を行う。
 - ② 確認審査報告書の電子化対応に向けた検討を行う。

イ 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関、建築士事務所等への指導・監督の徹底

(1) 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督の徹底

- 「県」は、以下の事項を実施する。
 - ① 県指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対し計画的な立入検査を行い、必要に応じて抜き取り調査を実施する。
 - ② 指定確認機関及び指定構造計算適合性判定機関の処分基準に基づく指導・監督を行う。
 - ③ 特定行政庁等連絡会の各種研究会等を通じ、県内の確認審査の取り扱いの統一を図る。
- 「特定行政庁」は、以下の事項を実施する。
 - ④ 建築基準法に基づく報告、検査制度を活用し、指定権者と情報共有・連携して立入検査等を実施する。

(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底

- 「県」は、以下の事項を実施する。
 - ① 建築士事務所への計画的な立入検査を実施し、適正な業務の執行を確保するよう努める。
 - ② 建築士及び建築士事務所の処分基準の整備と、これに基づく指導・監督や処分を徹底し、処分概要を公表する場合は、関係機関に情報提供する。
 - ③ 管理建築士、所属建築士の定期講習の受講等の周知に努める。
 - ④ 建築士及び建築士事務所に対し、業務報酬基準の情報の提供を行う。
 - ⑤ 建築士及び建築士事務所の処分履歴等を公表する。
- 「建築関係団体」は、以下の事項を実施する。
 - ⑥ 建築士又は建築士事務所が所属する団体は、建築士に対して定期講習の受講等の義務について周知する。
- 「建築士事務所協会」は、以下の事項を実施する。
 - ⑦ 事務所協会は、その所属会員に対して計画的に立入調査を実施する。
- 「県」及び「建築士事務所協会」は、以下の事項を実施する。
 - ⑧ 県は、事務所協会と連携して建築士事務所に対し、事業年度毎の業務報告書の提出を促すと共に、建築士事務所が適法に業務を行うよう指導・監督する。
- 「県」、「特定行政庁」及び「建築関係団体」は、以下の事項を実施する。
 - ⑨ 建築士事務所の図書の保存の制度見直しを始めとする、建築士法の改正内容について、建築士・建築士事務所の業務の適正化に向けた周知徹底に努める。
- 「特定行政庁」は、以下の事項を実施する。

- ⑩ 一級建築士、二級建築士、木造建築士又は建築士事務所における不適法な事案を把握したときは、国土交通大臣又は都道府県知事との当該情報の共有を図る。

ウ 違反建築物対策の推進

(1) 違反建築物対策の徹底

- 「特定行政庁」は、以下の事項を実施する。
 - ① 違反建築物の早期発見・早期是正を行うため、計画的及び常時の巡回パトロールを実施する。
 - ② 違反建築物の把握、是正指導、監督処分及び公表・告発等について定めた違反建築物対策マニュアルを作成し、適確な違反処理を行う。
 - ③ 既存建築物の違法な用途変更等に対しては、消防部局、福祉部局、衛生部局等と連携して立入調査・是正指導を実施する。
 - ④ 重大な違反により是正命令を行った場合は、処分概要をホームページ等で公表する。
 - ⑤ 消防部局及び衛生部局と協力し、引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場等について、安全基準の周知啓発を行うと共に、用途違反となっている建築物の是正指導に取り組む。
 - ⑥ 労働基準監督署等と連携し、違反建築物や基準法の規定に基づく確認・検査を受けずに設置されたエレベーター等における情報の把握に努め、適確な措置を行う。
- 「特定行政庁」及び「建築関係団体」は、以下の事項を実施する。
 - ⑦ 建築開発等指導員等と連携してパトロールを実施する。
- 「県」及び「特定行政庁」は、以下の事項を実施する。
 - ⑧ 既存の会議体等を活用し、違反情報、違反对応に関する国、県、特定行政庁との情報の共有を行う。

(2) 他法令所管部局等との連携

- 「特定行政庁」は、以下の事項を実施する。

警察部局、消防部局、衛生部局等の関係部局と連携して防災査察など違反建築物対策を推進し、違反建築物に関与した者に対して迅速な措置を講ずる。

エ 既存建築物対策の推進による安全性の確保

(1) 定期報告制度の適確な運用と水準向上

- 「特定行政庁」、「指定確認検査機関」及び「建築関係団体」は、以下の事項を実施する。
 - ① 新たに定期報告対象となる物件を把握するため、建築関係規則等で定められた「特定建築設備等設置概要書」等の提出について周知をすることや、消防部局、衛生部局等と情報を共有するなど連携を図る。
 - ② 定期報告制度の改正に伴い、新たに報告対象となる新築の建築物及び既存の建築物や防火設備等の所有者等に対して周知徹底を図り、報告率の向上につながる取り組みを行う。
- 「特定行政庁（限定特定行政庁を除く）」は、以下の事項を実施する。
 - ③ 定期報告の未報告者に対して提出の督促を行うと共に、現地調査等により判明した違反については是正指導を行い、そのフォローアップを行う。
 - ④ 定期報告で既存不適格とされた項目について、改善を促す通知を行う。

- ⑤ 定期報告の円滑な運用を図るために必要なデータベースを構築する。
- 「県」、「特定行政庁（限定特定行政庁を除く。）」及び「指定確認検査機関」は、以下の事項を実施する。
 - ⑥ 確認済証の交付時に、県が作成する定期報告制度の周知資料を添付することによって、建築主に定期報告制度を周知する。
- 「県」及び「特定行政庁」は、以下の事項を実施する。
 - ⑦ 定期報告受付等に係るシステム整備の推進について、検討を行う。

(2) 既存建築ストックの安全性の向上

- 「特定行政庁」は、以下の事項を実施する。
 - ① 消防部局と連携して防災査察を行い、所有者等に対する防災意識や安全管理意識の啓発を行う。
 - ② 保安上危険な建築物等に対して指導・助言を行うなど安全・衛生の確保を促し、極めて危険な場合は、命令等により適切な措置を講じる。
- 「特定行政庁」及び「建築関係団体」は、以下の事項を実施する。
 - ③ 既存不適格建築物の所有者等に対して、火災時の安全性確保に必要となる防火避難設備の設置・整備に努めるよう促す。
- 「県」及び「特定行政庁」は、以下の事項を実施する。
 - ④ 「直通階段が一つの既存不適格建築物」への適切な維持管理を推進するため、施設所有者への安全性の向上を図るための周知啓発に取り組む。
 - ⑤ 「既存建築物の現況調査ガイドライン」の建築士へ周知を図る。

(3) 所有者等への適切な維持管理に向けた周知啓発

- 「特定行政庁」及び「建築関係団体」は、以下の事項を実施する。
 - ① 既存不適格建築物の安全性を向上させることの必要性について周知啓発に努める。
 - ② 所有者等に対して、リフォーム等における適法性の確保や建築確認手続の必要性の周知啓発に努める。
 - ③ 悪徳業者からの消費者保護を目的に、適切なリフォーム等の周知啓発に努める。
 - ④ 所有者等や工事の施工業者に対して、建築物に係るアスベストの適正な管理や除去の必要性及び助成制度等の周知啓発に努める。
 - ⑤ 建築基準法で調査点検・報告が定められている定期報告制度の必要性について、対象となる建物所有者等への周知啓発に努める。
 - ⑥ 設計者等への大規模の修繕又は模様替に係る建築確認制度の周知啓発を図ることにより、同制度の適確かつ円滑な遂行に努める。

オ 事故・災害への対応

- 「特定行政庁」は、以下の事項を実施する。
 - ① 事故発生情報を迅速に把握するために消防部局等の関係機関との連携体制を整備し、事故発生時には迅速な対応に努める。
 - ② 建築物及び遊戯施設等に関係する事故が発生した場合は、すみやかに情報収集に努める。

- ③ 重大事故が発生した場合には、同様の事故を未然に防止する観点から、同種の建築物について緊急点検等を迅速かつ適確に実施するよう努める。
- ④ 建築材料等の製造者や建築物に関する調査をした者に対する調査権限の強化を活用して、適確な事故対応に努める。
- ⑤ 災害時の被災市街地における建築制限や仮設建築物に対する制限の緩和に迅速に対応するため、緊急時の行政対応体制を整備する。

カ 業務執行体制の整備

(1) 内部組織の執行体制

- 「県」、「特定行政庁」、「指定確認検査機関」及び「指定構造計算適合性判定機関」は、以下の事項を実施する。
 - ① 「愛知県特定行政庁等連絡会」を通じて、建築確認検査における諸問題を検討する。
 - ② 建築確認検査に関する技術力向上のための研修を実施する。
 - ③ 建築確認検査等に携わる職員について、長期的な視点からの人材育成を進める。

(2) 関係機関等との連携

- 「協議会の会員」は、以下の事項を実施する。
 - ① 相互の連携を図り、課題・問題が発生した場合にワーキンググループの設置など必要な対応が出来る体制を整備する。
 - ② 必要に応じて連絡会議等とも連携し、施策の確実な推進に努める。

(3) データベースの整備・活用

- 「県」、「建築士会」及び「建築士事務所協会」は、以下の事項を実施する。
 - ① 建築士及び建築士事務所の指定登録機関と連携し、建築士及び建築士事務所のデータベース整備とその維持管理を適切に行う。
- 「特定行政庁」は、以下の事項を実施する。
 - ② 建築行政手続きの電子化の推進と合わせ、書類の閲覧事務等のオンライン化や中間検査・完了検査のリモート化への対応について検討を行う。

§ 4 計画のフォローアップ

(1) 協議会による確認・評価

毎年度、本計画の進捗状況を協議会に報告し、協議会において状況の確認・評価を行い、結果を施策に反映させる。また、計画最終年度に計画期間を通じた総点検を行い、以後の建築安全行政の施策に活かしていく。

(2) 諸情勢の変化に伴う計画の見直し

建築安全行政を取り巻く社会情勢の変化や国の動向を見極め、必要が認められる場合には、計画の見直しを行う。

(3) 県民への周知

本計画を公表し、県民の理解と協力を求めるとともに、毎年度、指標の目標値の達成状況を公表する。

§ 5 参考資料

参考資料 1

愛知県建築安全安心マネジメント協議会 部会別会員名簿

- ・愛知県建築局長
- ・愛知県建築局建築指導監
- ・名古屋市住宅都市局建築指導部長

行政部会

(愛知県)

- ・愛知県建築局建築指導課長

(特定行政庁)

- ・愛知県建築局建築指導課長（再掲）
- ・愛知県尾張建設事務所建築課長
- ・愛知県知多建設事務所建築課長
- ・愛知県西三河建設事務所建築課長
- ・愛知県東三河建設事務所建築課長
- ・名古屋市住宅都市局建築指導部建築安全推進課長
- ・豊橋市建設部建築指導課長
- ・岡崎市都市政策部建築指導課長
- ・一宮市建築部建築指導課長
- ・春日井市まちづくり推進部建築指導課長
- ・豊田市都市整備部建築相談課長
- ・瀬戸市都市整備部都市計画課長
- ・半田市建設部建築課長
- ・豊川市建設部建築課長
- ・刈谷市建設部建築課長
- ・安城市建設部建築課長
- ・西尾市都市整備部建築課長
- ・江南市都市整備部建築課長
- ・小牧市建設部建築課長
- ・東海市都市建設部建築住宅課長
- ・稲沢市まちづくり部建築課長
- ・大府市都市整備部都市政策課課長

(関係機関)

- ・愛知県警察本部生活安全部生活経済課長

- ・愛知県警察本部生活安全部保安課長
- ・愛知県防災安全局防災部消防保安課長
- ・名古屋市消防局予防部規制課長

指定機関部会

(指定確認検査機関)

- ・(一財) 愛知県建築住宅センター理事長
- ・(株) 愛知建築センター代表取締役
- ・(株) 名古屋建築確認・検査システム代表取締役
- ・(株) 確認サービス代表取締役社長
- ・(株) 西日本住宅評価センター名古屋支店長
- ・日本 ERI (株) 名古屋支店長
- ・ビューロー・ベリタスジャパン (株) 名古屋事務所長
- ・(株) C I 東海代表取締役
- ・(株) 確認検査愛知代表取締役

(指定構造計算適合性判定機関)

- ・(一財) 愛知県建築住宅センター理事長 (再掲)
- ・(株) 建築構造センター愛知事務所長
- ・(株) 確認サービス代表取締役社長 (再掲)
- ・(一財) ベタリービング住宅・建築評価センター構造判定部長

建築関係団体部会

- ・(公社) 愛知建築士会会長
- ・(公社) 愛知県建築士事務所協会会長
- ・(公社) 日本建築家協会東海支部愛知地域会会長
- ・(一社) 日本建築構造技術者協会中部支部長
- ・(一財) 愛知県建築住宅センター理事長 (再掲)

※ 順不同

参考資料 2

愛知県における建築物の安全安心に関する取組のあゆみ

本県では平成 11 年に愛知県建築物安全安心推進協議会を設立し、愛知県建築物安全安心実施計画を策定した。その後、建築基準法や建築士法の改正、社会情勢の変化、火災等の重大事故の発生などの状況の変化を踏まえ、計画の見直しを行いながら、現在まで建築物の安全性の確保に向けた取り組みを行ってきた。

愛知県建築物安全安心実施計画		愛知県建築安全安心マネジメント計画		
第 1 次から第 4 次 (平成 11～22 年度)		第 1 次 (平成 23～26 年度)	第 2 次 (平成 27～31 年度)	第 3 次 (令和 2～6 年度)
推進すべき施策				
1 工事監理の適正化 2 中間検査・完了検査の実績率の向上 3 違反建築物対策の強化 4 既存建築物の防災対策の向上 5 建築確認行政における県、特定行政庁との協力体制の確立 6 愛知県安全な街づく条例に基づく住宅に対する防犯対策の推進 7 消費者等に対する積極的な情報提供、普及啓発	1 建築確認検査の実効性の確保 2 指定機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底 3 違反建築物対策の推進 4 既存建築物対策の推進による安全性の確保 5 事故・災害時の対応 6 住宅の防犯対策の推進 7 消費者への情報提供、周知啓発 8 業務執行体制の整備	1 建築確認検査の実効性の確保 2 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関、建築士事務所等への指導・監督の徹底 3 違反建築物対策の推進 4 既存建築物対策の推進による安全性の確保 5 事故・災害への対応 6 業務執行体制の整備	1 建築確認検査の実効性の確保 2 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関、建築士事務所等への指導・監督の徹底 3 違反建築物対策の推進 4 既存建築物対策の推進による安全性の確保 5 事故・災害への対応 6 業務執行体制の整備	
重大事件事故・災害				
・新宿歌舞伎町雑居ビル火災 (H13. 9) ・耐震偽装事件 (H17. 11) ・新潟県中越地震 (H19. 7) ・大阪市個室ビデオ火災 (H20. 10) ・群馬県屈有料老人ホーム火災 (H21. 3) ・札幌市認知症高齢者グループホーム火災 (H22. 3) ・東日本大震災 (H23. 3)	・福山市ホテル火災 (H24. 5) ・長崎市認知症高齢者グループホーム火災 (H25. 2) ・福岡市有床診療所火災 (H25. 10) ・貸しルーム火災 横浜市 (H26. 1) 川口市 (H26. 2) (H26. 4) ・広告板落下事故 札幌市 (H27. 2) ・免震材料偽装事件 (H27. 3)	・川崎市簡易宿所火災 (H27. 5) ・広島市飲食店火災 (H27. 10) ・熊本地震 (H28. 4) ・埼玉県大規模倉庫火災 (H29. 2) ・札幌市寄宿舎火災 (H30. 1) ・大阪北部地震 (H30. 6)	・八王子市階段崩落事故 (R3. 5) ・大阪市此花区倉庫火災 (R3. 11) ・大阪市北区ビル火災 (R3. 12) ・神戸市兵庫区共同住宅火災 (R5. 1) ・福島県沖地震 (R4. 3) ・能登半島地震 (R6. 1)	

法改正等

・ 建築基準法改正 (H12. 6 施行) → 建築確認等の審査基準、建築確認等の審査基準の明確化 ・ 建築基準法改正 (H19. 6 施行) → 中間検査、構造計算適合性判定の実施、建築確認等の審査基準の明確化 ・ 建築士法改正 (H19. 6 施行) → 図書保存期間の延長、安全性証明書の添付、建築士等に対する罰則の大幅な強化 ・ 建築士法改正 (H20. 11 施行) → 定期講習制度、構造設計一級建築士・設備設計一級建築士制度、管理建築士の要件強化、重要事項説明、工事監理業務の充実	・ 建築基準法改正 (H27. 6 施行) → 構造計算適合性判定制度の見直し、定期報告制度の強化、事故等に対する調査体制の強化 ・ 建築士法改正 (H27. 6 施行) → 書面による契約等による業の適正化、管理建築士の責務の明確化、情報開示の充実	・ 建築基準法改正 (H30. 9&R1. 6 施行) → 建築物・市街地の安全性の確保、既存建築ストックの活用、木造建築物の整備の推進などの社会的要請等に対応した規制の見直し ・ 建築士法改正 (R2. 3 施行) → 建築士試験の受験資格の見直し、実務経験の対象実務の拡大、学科試験免除の仕組みの見直し、建築士事務所の図書保存の見直し	建築物省エネ法改正 → 住宅トップランナー制度の拡充 (R5. 4. 1 施行) → 省エネ性能表示の努力義務の強化 (R6. 4. 1 施行) → 省エネ基準適合義務の全面義務化 (R7. 4. 1 施行) 地方分権一括法改正 → 応急仮設建築物の存続期間の延長 (第 12 次改正、R4. 5. 31 施行) → 建築主事の任用に必要な建築基準適合判定資格者検定の受験資格の見直し (第 13 次改正、R6. 4. 1 施行) 建築基準法改正 → 省エネ改修、再エネ設備の導入に支障となる高さ制限等の合理化 (R5. 4. 1 施行) → 防火規制の合理化、既存不適格建築物に係る規定遡及適用の一部の合理化 (R6. 4. 1 施行) → 建築確認審査の対象となる建築物の規模の見直し、構造規制の合理化 (R7. 4. 1 施行) 建築士法改正 → 二級建築士の業務独占範囲の見直し (R7. 4. 1 施行)
--	--	--	--